

## 考えておきたい! 「終活」について

しゅうかつ

「人生100年時代」という言葉をよく耳にするようになりました。長寿社会の中で「自分の死」について考える「終活」という言葉が広まりつつあります。

「残される人への思いやり」や「自分の人生をどう締めくくるか」について家族と話し合う機会にしてはいかがでしょうか。



### ★エンディングノートって?

エンディングノートとは、自分の意志や希望を示す記入式ノートです。「どう死を迎えたいのか」「誰にいつ知らせてほしいのか」などを記入します。遺言と違い、エンディングノートには遺族への法的拘束力がなく、気軽に書くことができます。

### ★デジタル情報の管理はできていますか?

故人のスマートフォン、パソコンなどのパスワードが分からず、中身を見ることができないという相談があります。パスワードが分からなかった場合、有料サービスの引き落としや金融取引に気づかず、金銭的な損害が生じるおそれもあります。利用しているサービスのサービス名、ID、パスワードなどをまとめて紙に書き、分かるようにしておきましょう。

#### 問合せ先

- 射水市消費生活センター(生活安全課内)  
月～金曜日 午前9時～午後4時 Tel 52-7974
- 富山県消費生活センター高岡支所  
(高岡市御旅屋101番地 御旅屋セリオ5F)  
月～金曜日 午前8時30分～午後5時 Tel 25-2777
- 消費者ホットライン  
Tel 188

## 国民年金保険料の免除期間

### ● 納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取り額が少なくなります。

これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納めることができます。(追納)

ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納のお申込みは市役所またはお近くの年金事務所でお願います。

令和3年度に追納する場合の額

年度	当時の保険料額	追納額(加算後の金額)
平成23年度の月分	15,020円	円
平成24年度の月分	14,980円	円
平成25年度の月分	15,040円	円
平成26年度の月分	15,250円	円
平成27年度の月分	15,590円	円
平成28年度の月分	16,260円	円
平成29年度の月分	16,490円	円
平成30年度の月分	16,340円	円
令和元年度の月分	16,410円	16,410円
令和2年度の月分	16,540円	16,540円

加算額は、ありません。

### 出張年金相談

場所…射水市役所本庁舎 104相談室  
日時…5月18日(火)  
午前10時～午後3時

予約…高岡年金事務所 21-4180  
(音声案内①番→②番)

事前に予約をお願いします。

※基礎年金番号のわかるものや身分証をご持参ください。

#### 問合せ先

- 保険年金課 51-6628
  - 高岡年金事務所 21-4180
- (音声案内②番→②番)